

公 募 公 告

平成22年2月16日

第六管区海上保安本部総務部長 鈴木 啓之



下記のとおり、公告に付する。

記

1 公募に付する事項

(1) 業務名

尾道地方合同庁舎内における自動販売機（清涼飲料水等）の設置営業

(2) 業務内容

尾道地方合同庁舎内に以下の自動販売機を設置し、清涼飲料水等の販売を行う。
清涼飲料水（ペットボトル等）1台・・・1業者

(3) 業務期間

平成22年5月1日から平成23年3月31日

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で下記3による国有財産の使用許可期間を毎年更新し、業務を行うことができる。

2 設置場所

広島県尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎1階（エレベーターホール）

3 国有財産の使用許可

業務を行う者は、第六管区海上保安本部長 林 敏博 に対し、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、設置する自動販売機及びゴミ箱の面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

4 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

5 応募手続等

(1) 担当部局

〒722-0002 広島県尾道市古浜町27-13

尾道海上保安部管理課

電話0848-22-2108

又は

〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17

第六管区海上保安本部総務部厚生課厚生係

電話082-251-5111 (内線2153)

FAX082-251-5224

(2) 提案要領(説明書)の交付

公募に参加を希望する者は、提案要領(説明書)の交付を受けること。

イ 期間 平成22年3月2日から平成22年3月8日まで

ロ 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

ハ 場所 上記(1)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成22年3月12日午後5時00分までに、上記(1)に持参にて提出すること。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(2) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(3) 特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、上記3の国有財産の使用許可手続きの完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。

(4) その他の詳細は、提案要領による。